

# 妙円寺団地テレビ共同受信施設

## 加入規約

鹿児島県住宅供給公社  
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番205号  
TEL099-226-7831

## 妙円寺団地テレビ共同受信施設加入規約

鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）と妙円寺団地テレビ共同受信施設（以下「施設」という。）を使用する者（以下「加入者」という。）との間に締結する契約（以下「加入契約」という。）は、次の事項によるものとする。

（再放送の内容）

第1条 公社は、次のテレビ放送用の電波を再放送する。

### 【地上デジタル放送】

放送局	チャンネル
南日本放送（MBC）	C14
鹿児島テレビ放送（KTS）	C15
鹿児島放送（KKB）	C16
鹿児島読売テレビ（KYT）	C17
NHK（総合）	C18
NHK（Eテレ）	C19

2 公社は、前項に掲げる地上デジタル放送において新たな放送局の開設があったときは、技術的に困難な場合を除き新たなチャンネルを設置し、これを加入者に再放送するものとする。

（契約の単位）

第2条 加入者は、1世帯単位とする。

（契約の成立等）

第3条 加入契約は、加入申込者があらかじめこの規約を承認の上、加入申込書（別記第1号様式）に所要事項を記載して申し込み、公社がこれを承諾したときに成立するものとする。

（使用料）

第4条 施設の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 加入者は、施設の使用を開始した日の属する月の翌月から、施設の使用を停止する月までの使用料を公社に支払わなければならない。
- 3 公社は、使用料に係る公租公課、施設の管理運営費その他の経済事情に変更が生じたときは、使用料の額を変更することができる。

(施設の設置及び費用の負担等)

第5条 施設の設置工事並びに保守は公社及びその指定する業者が行うものとする。

- 2 公社は、第2次保安器までの施設の設置に要する費用は公社で負担し、これを所有する。
- 3 加入者は、第2次保安器からテレビ受信機等の電波受信機（以下「受信機」という。）の入力端子までの設備を自己負担で設置し、これを所有する。
- 4 加入者は、公社が設置した施設と加入者の受信機以外の設備を第2次保安器を経由しないで接続してはならない。

(責任及び免責事項)

第6条 公社の保守責任範囲は第2次保安器の出力端子までとする。

- 2 第2次保安器の出力端子以降の設備及び受信機等に起因する事故が生じた場合は、公社はその責任を負わないものとする。
- 3 公社が第1条に定める再放送を、月のうち引き続き2日以上行わなかった場合は、当該月分の使用料は第4条の規定にかかわらず徴しないものとする。ただし、公社の責めに帰すべき以外の理由による場合はこの限りでない。

(故障)

第7条 公社は、加入者から受信に異常の申し出があった場合、これを調査し必要な措置を講ずるものとする。異常の原因が加入者の施設による場合はその修復に要する費用は加入者の負担とする。

- 2 加入者は、故意または過失により施設に故障を生じさせた場合はその修復に要する費用を負担しなければならない。

(施設設置場所の無償使用)

第8条 加入者は、加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等を、施設を設置するために必要最小限において公社に無償で使用させるものとする。

- 2 自己所有以外の敷地又は家屋に居住する加入者は、施設の設置について、予め地主、家主、その他、利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても公社はその責任を負わないものとする。

(一時停止及び再開等)

第9条 加入者が施設の使用を一時停止又はその再開を希望する場合は、直ちに公社に一時停止・再開届出書（別記第2号様式）により申し出るものとする。この場合、一時停止をする日の属する月の翌月から再開する日の属する月までの期間の使用料は、徴しないものとする。

- 2 加入者は、前項の再開に要する工事費用を負担しなければならない。

(名義変更)

第10条 次の掲げる加入者の異動を生じるときは、名義変更届出書（別記第3号様式）により公社の確認を得て、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるもの

とする。

(1) 相続または法人の合併のとき

(2) 第2次保安器出力端子以降の設備、受信機を旧加入者の同意を得て権利義務を継承する場合

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は名義変更届出書(別記第3号様式)を公社に提出するものとする。

(加入契約の解約)

第11条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、直ちに公社に施設解約届(別記第4号様式)により申し出るものとする。

2 加入契約の解約日は、再放送を停止した日とする。ただし、天災地変等非常災害により、前項の申し出をすることができなかつたと公社が認めた場合は、該当非常災害の発生の日とすることができる。

(使用料の清算)

第12条 公社は、加入契約が解約となった場合において、支払い方法を半年払い又は年払いにしている加入者の使用料に過払いがあるときは、前条第2項の解約日が属する月までの使用料を控除の上、返戻する。

(義務違反による停止)

第13条 公社は、加入者がこの規約に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行つたときは、加入者に催告の上、施設の使用を停止することができるものとする。

2 公社は、加入者が使用料を2ヶ月以上滞納したときは、加入者に催告することなく施設の使用を停止することができるものとする。

(加入契約の解除)

第14条 公社は、前条の規定により施設の使用を停止した場合において、加入者が引き続き違反行為を行つたとき又は滞納した使用料を支払わないときは、加入契約を解除することができるものとする。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については公社において決定し、当事者に通知するものとする。

附 則

この規約は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、第1条第2項に定める新たな放送局の開局に伴い、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条に定める使用料については、平成9年4月分の使用料から適用する。

附 則

この規約は、新たなBSデジタル放送局の開局に伴い、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、地上アナログ放送のデジタル化への完全移行に伴い、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条に定める使用料については、平成26年4月分の使用料から適用する。

附 則

この規約は、衛星放送のデジアナ変換による再放送の停止に伴い、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 使用料及び支払い方法

支払方法	毎月払い	半年払い	年払い
使用料	月額1,296円 (1,200円+消費税96円)	7,560円 (7,000円+消費税560円)	14,834円 (13,735円+消費税1,099円)
支払期限	当月分を当月末日	前期分：毎年度4月末日 後期分：毎年度10月末日	毎年度4月末日
振込先	鹿児島銀行県庁支店 鹿児島県住宅供給公社 口座番号1183		

2 加入年度の支払金額表

(消費税含む)

加入月	支払開始月	支払方法				備考
		毎月払い	半年払い		年払い (支払期限)	
			前期分 (支払期限)	後期分 (支払期限)		
4月	5月	1,296円	6,300円 (5月末日)	7,560円 (10月末日)	13,597円 (5月末日)	
5月	6月		5,040円 (6月末日)		12,361円 (6月末日)	
6月	7月		3,780円 (7月末日)		11,125円 (7月末日)	
7月	8月		2,520円 (8月末日)		9,889円 (8月末日)	
8月	9月		1,260円 (9月末日)		8,653円 (9月末日)	
9月	10月		—		7,417円 (10月末日)	
10月	11月		—	6,300円 (11月末日)	6,180円 (11月末日)	
11月	12月		—	5,040円 (12月末日)	4,944円 (12月末日)	
12月	1月		—	3,780円 (1月末日)	3,708円 (1月末日)	
1月	2月		—	2,520円 (2月末日)	2,472円 (2月末日)	
2月	3月		—	1,260円 (3月末日)	1,236円 (3月末日)	
3月	4月		—			

管理課長	考査役	管 理 課
		加入者コード

## 加入申込書

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社  
理事長 様

私は、妙円寺団地テレビ共同受信施設加入規約を承認の上、加入を申し込みます。

[住 所] 妙円寺 丁目 番 号 \_\_\_\_\_

[電 話] \_\_\_\_\_

フリガナ  
[氏 名] \_\_\_\_\_ 印

勤務先 [所在地] \_\_\_\_\_

[会社名] \_\_\_\_\_

[電 話] \_\_\_\_\_

入 居 予 定 日	平成 年 月 日		
使用開始年月日	平成 年 月 日		
使用料納入方法	①毎月払い      ②半年払い      ③年払い		
住 宅 種 別	①自 宅      ②借 家      ③社宅等      ④その他		
住宅種別②で、仲介業者がある場合は、ご担当・ご連絡先を、ご記入ください。	社 名	担 当	連 絡 先
分 譲 種 別	①フェア      ②メニュー      ③土 地      ④その他		
鹿 銀 支 店 名		口 座 番 号	加入者コード

管理課長	考査役	管 理 課
		加入者コード

## 一時停止・再開届出書

平成 年 月 日		
鹿児島県住宅供給公社		
理事長 様		
妙円寺団地テレビ共同受信施設加入規約第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。		
引 込 場 所	伊集院町妙円寺 丁目 番 号	
加 入 者 名		
住 所		TEL
一時停止・再開 の月日	平成 年 月 日	
一時停止理由	転勤 その他（ ）	
連絡先住所		TEL
備 考		

〈記入に際してご注意いただきたいこと〉

- 1 妙円寺団地テレビ共同受信施設の使用を一時停止したい場合は、「一時停止・再開届出書」の見出し及び記入していただく欄の「一時停止・再開の月日」については、一時停止を○印でかこってください。
- 2 妙円寺団地テレビ共同受信施設の使用を再開したい場合は、1と同じように、再開を○印でかこってください。





